

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案（概要）

1 要旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第55条は、労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならないと規定している。同条の規定に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第16条第1項において、製造等が禁止される有害物等を規定している。

石綿については、国民の安全上の観点から代替化には実証試験が必要な一部の製品（以下「適用除外製品等」という。）を除き、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号。以下「改正令」という。）により石綿等の製造等が禁止され、平成18年9月1日から施行された。本改正において、適用除外製品等については、改正令附則第3条において、法第55条の規定は適用しないこととされた。

厚生労働省としては、適用除外製品等についても、早期の代替化を指導するとともに、適用除外製品等の代替化の可能時期を明らかとするため、平成19年11月から、「石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の代替化等検討会」（労働基準局長主宰。以下「検討会」という。）を開催し、検討を行ったところである。

その結果、平成20年に報告書が取りまとめられ、全ての適用除外製品等の代替化が可能と見込まれる時期が明らかとなったところである。これを踏まえ、代替化が可能と判断されたものについては、順次、改正令の改正により製造等を禁止しているところ、今般、平成21年度中に代替化が可能と判断されたものについて、その製造等を禁止するため、改正令について、所要の改正を行うこととする。

2 政令案の内容

検討会の報告を踏まえ、下記の適用除外製品等について代替化が可能になったこと等から、これらの製造等を禁止する。

- (1) 石綿ジョイントシートガスケットから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。（2）において同じ。）を含有するガスケット（次ページ図参照。）であって、改正令施行の際現に存する国内の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分（200度以上300度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの
- (2) 石綿を含有する断熱材（国内において製造されるミサイルに使用されるものに限る。次ページ図参照。）

3 施行期日

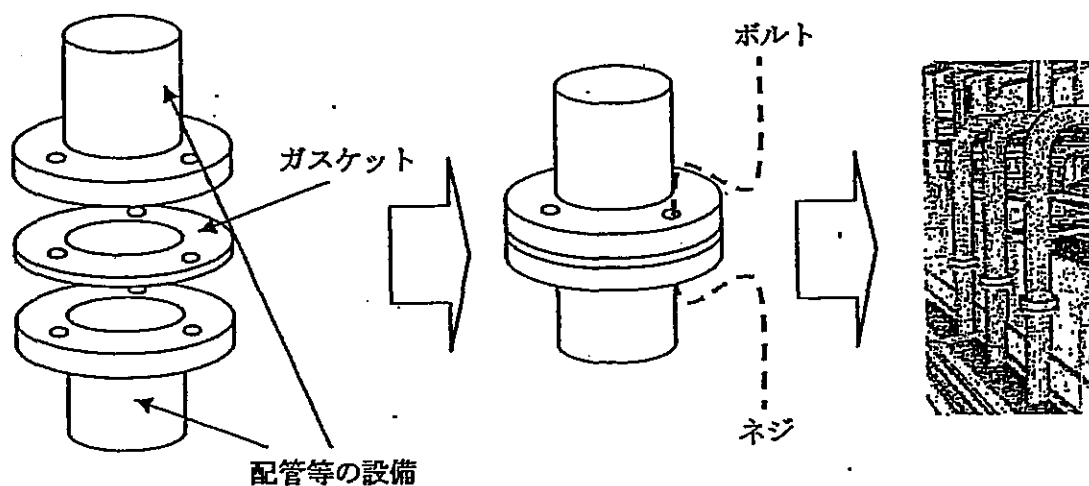
平成22年3月1日（（2）については、同年2月1日）

(参考)

石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の見直し

ガスケットの使用例

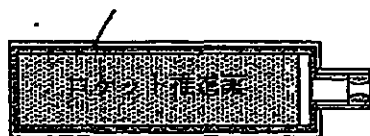
以下のとおり、配管の接合部の密封等に用いられる。使用条件等に応じて様々なガスケットが選定される。



ミサイルの断熱材について

ロケットモータ内の推進薬が燃焼する際に発生する高温・高圧の燃焼ガスから、モータケースを保護するために、一部のミサイルについてアスベストを含有する断熱材が使用されている。

断熱材 (アスベストを含む)



[ミサイルのロケットモータ部分]